

令和5年度「本郷農村公園」に係るモニタリング評価結果（第2回）

本郷農村公園については、本郷町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月13日

施設名	本郷農村公園
設置目的	自然観察、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、市民の農村観環境保全意識の高揚を図り、併せて市民の健康の増進に資するため、農村公園を設置する。
所在地	青森市浪岡大字本郷字岸田17番地
指定管理者	【名称】本郷町内会 【代表者】会長 鎌田 喜代志 【住所】青森市浪岡大字本郷字岸田9番地
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	農村公園内の安全対策は適切か。	転倒による怪我を未然に防ぐため、公園内の石や異物有無等の点検が行われている。	○	
	保守点検業務が適切に行われているか。	施設の安全管理、また、草刈・清掃等の管理が適切に行われており、仕様書どおり適切に行われている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	災害時に備え、利用者の安全確保や緊急連絡網の確認を行っているほか、事故防止のために定期的な点検も行っている。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	個人情報漏洩を防ぐため、厳重に管理できる体制を整えており、仕様書どおり適切に行われている。	○	
運営について	施設の平等利用が確保されているか。	施設使用の苦情がないことから、平等利用が確保されているものと判断する。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	利用者から要望があった際は、迅速な対応に努めており、検討を要する場合は町内会で審議、また必要に応じ、市とも協議しながら対応する。	○	
	苦情処理の体制は明確であるか。	利用者から苦情があった際は、迅速に対応する体制があり、仕様書どおり適切に行われている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、概ね適切といえる。
今後も適切な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179
【メー ル】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp